

令和6年度

農地等の利用の最適化の推進に関する意見書に対する回答書

那 須 塩 原 市

1 新規就農者・農業者支援に関すること

近年、農業者の数は年々減少しており、今後、さらに高齢農業者の離農が増加すると見込まれることから、将来の地域農業を担う新規就農者の確保や農地の安定的な受け皿となる農業法人の育成を促進することが喫緊の課題となっている。このようなか、農業後継者の育成・確保のため、次の施策について検討いただきたい。

(1)親元就農を含めた新規就農者が農業の魅力を感じ、安心して就農から経営確立まで行えるような長期的な支援の拡充

【回答】

農業の魅力発信として、農業水産専門の求人・転職サイト「マイナビ農業」やとちぎ就農支援サイト「tochino(トチノ)」で、本市の就農支援事業であるチャレンジファーマー事業の情報や本市の農業の魅力を発信している。

親元就農も含めた新規就農支援の一つとしては、「経営継承・発展支援事業」があり、県や関係機関とも連携しながら研修やその後のフォローも行っている。

今後も引き続き、移住促進、住宅支援、就農支援といった分野横断的連携を行いながら支援していく。

(2)新規就農者に対し、初期投資リスクの負担軽減を図るため、行政及びJA等関連機関が協力し、経営安定と自立に向けた経済的・技術的支援の拡充

【回答】

初期投資リスクの負担軽減として、就農研修中の研修生に最長2年間支援する「就農準備資金」や新規就農時に最長3年間支援する「経営開始資金」の積極的な活用を促している。「なすしおばら新たな担い手サポートチーム」では、新規就農に関する相談の情報共有及び今後の方針の協議を行い、就農に向けた資金面・技術面の支援を行っているほか、今年度から「那須地域新規就農支援協議会」へ加入し、これまで本市では対応できなかった作目への研修も拡充している。引き続き関係団体との連携を図りながら新規就農支援を進めていく。

(3)若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策や多様な担い手の確保・育成のための、市独自の支援策や補助金の創設

【回答】

農業の成長産業化や所得の増大を図ることを目的とした国の「農地利用効率化等支援交付金」の活用や、市独自の支援策として、経営規模拡大やスマート農業の導

入による省力化や収益性の高い作物の新規導入などの新しい取組を意欲的に行う農業者に対し、「次世代農業チャレンジ事業補助金」及び「園芸作物生産振興事業」での補助を行っている。今後も農業者ニーズに沿った支援策等を研究し、きめ細やかな支援を行っていく。

(4)教育委員会と連携し授業の一環として農業に親しむカリキュラムの導入

【回答】

本市では教育委員会と連携し、授業の一環として農業に親しむカリキュラムの支援策として、農作業体験と調理体験を一連の取組として支援する「学校農園開設支援事業」を行っている。

また、体験だけでなく、生産者が学校を訪問し、児童生徒が直接生産者の話を聞く機会も設けている。

今後も教育委員会と連携し、農業を理解するための取組を進めていく。

さらに、今年度から那須農業振興事務所でも、中学生が将来の就職先を検討するキャリア教育の一環として、生産者訪問を再開すると聞いている。

(5)中山間地域など農業従事者の減少や高齢化が著しい地域への農業法人化等の地域の実情に合わせた支援

【回答】

本市では、4つの集落が国の中山間地域等直接支払交付金を活用した活動を行っている。また、栃木県内で中山間地域のある12の市町で構成する「栃木県中山間地域活性化協議会」において、各地域のPR活動や地域特産品の紹介などを行っている。

しかし、地域の取りまとめ役や交付金の申請書類の作成などを行う事務役も高齢化が進み、個別の集落でこれらの活動を続けることが難しくなっている。

昨年度から人・農地プランを基に地域計画の策定を進めており、地域の農地利用の姿を明確にする作業を行っているが、今後は農地の受け皿として集落営農や農業法人化、集落営農集落活動を広域化させた農村型地域運営組織(農村RMO)など、「個の営農」を「集団の営農」にしていく必要がある。

今後も国や県、その他関係機関と協力し、中山間地域を始めとした地域農業の持続可能な発展と地域社会の活性化が図られるよう努めていきたい。

2 担い手への農地利用の集積・集約に関すること

令和6年度末までに、将来の農地利用の姿を描き、計画的に農地の集積・集約化を進める地域計画の策定をすることになっている。

現在、農地の集積が進み機械が大型化するなか、小区画の農地などが多く、作業効率など条件が悪い圃場が多い。また、今後担い手の減少が予想され、担い手が不足している中山間地域等の条件不利地域における支援や一経営体当たりの経営面積を拡大するためにも、基盤整備事業が必要になると思われる。

今後の持続可能な農業を促進するため、次の施策について検討いただきたい。

(1) 小規模な基盤整備の推進や農業者負担の軽減支援など、市独自(単独での事業)の支援

【回答】

小規模な基盤整備については、農地耕作条件改善事業等、国庫補助事業の活用を促している。農地中間管理機構との連携による担い手への農地集積等、採択要件と照らし合わせ、農業者の負担が軽減されるような補助事業の実施について関係機関と協議していく。

(2) 耕作条件の悪い農地の周辺道路の拡幅、老朽化した水路や暗渠排水など水利関係の改善も含んだ整備の支援

【回答】

農業用施設において、周辺道路の拡幅、施設の老朽化及びそれに伴う劣化に対する防災・減災の取り組みが必要な場合は、随時状況の確認を行い、対象となる支援制度について関係機関と協議していく。

土地改良区の受益地における面的な改善については、土地改良区又は各水利組合等と事業の実施、整備の支援等について協議していく。

(3) 基盤整備に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度の分かりやすい周知と活用の提案、農地所有者の地域の実情に応じた基盤整備の推進

【回答】

基盤整備やほ場の整備は、農地の集積と農作業の効率化を促進し、将来の農業形態の発展につながることから、多くの支援制度があるものの、条件等が複雑で分かりづらいという現状は認識している。支援制度の有効活用を図るためにも、分かりやすい周知に努めるとともに、地域の実情に応じた支援ができるよう引き続き関係機

関との連携を図っていく。

**(4)機械・設備等の導入費用を支援する補助事業について、要件(面積等)緩和の
国等への働きかけ**

【回答】

現在、国の補助事業の多くがポイント制になっており、経営面積拡大や所得アップなど厳しい条件をクリアしなければ採択にならないという現状があることは認識している。現在策定中の地域計画において、農地の集積と集約化を図り、地域の安定的な農業経営が実現できるよう支援していく。

**(5)農地の集積・集約化を進めるなか、将来的に法人化が必要になってくることから、メリットデメリットを含めた農業法人化への制度の周知や法人化を検討する
農業者への支援の強化**

【回答】

国においても中小規模の農家が存続できるよう組織化に力を入れており、機械購入の補助事業においても、法人化することが採択のポイントの加点になっているものもある。また、県においても法人の組織化を進めており、経営モデルの提示や組織の設立支援を実施しているため、今後も制度の周知や支援強化に努めていく。

3 遊休農地の対策に関すること

遊休農地については、農業者の高齢化、後継者不足、収益低下等により今後より一層増えるおそれがあります。

また、これら遊休農地は、貴重な貸借資源となるものでありながら、農村の景観悪化や隣接農地の作物への影響など地域の問題となっています。地域の貴重な資源である農地は、中山間等の条件不利地域も含め、耕作可能な優良な農地として次世代へ引き継ぐ必要があることから、次の施策について検討いただきたい。

(1)遊休農地の再生は、重機を使用した伐根・整地、土壌改良などを行う必要があり、耕作を受託する農家の重い負担が遊休農地解消のネックとなっていることから、遊休農地の再生に取り組む農業者に対しては、再生作業を補助金で賄えるような支援

【回答】

遊休農地の発生防止・解消については、農業委員会においても所有者に対する意向調査を行い、所有者の意向に応じて農地の賃借のマッチングや農地の保全管理の指導を行っているところである。

また、県の「農地いきいき再生支援事業」を活用した遊休農地解消に向けた動きもでていることから、今後もSNSなどによる周知及び関係機関との連携により、遊休農地の解消に努めていく。

4 農業経営に対する支援について

昨今の国際情勢などの変化や急激な円安の影響により、資材、燃油、穀物、肥料等価格の高止まりが続くなか、生産物の価格については、転嫁が行われない状況が続いている。この状況が続いた場合、生産を続けるほど赤字となり、農家の生産自助努力は限界に達する懸念がある。そのため、次の施策について検討いただきたい。

(1) 小規模農家を含めた農家全般が対象となるような市独自の施策として、農業用肥料・資材・飼料等のより具体的な高止まり対策の継続的支援

【回答】

本市は家族経営を含めた中小規模農家が多数を占めており、昨今の国際的な情勢から農業経営は大変厳しい状況にあると認識しており、令和4年度には、市内の畜産農家に対し粗飼料購入費用を支援する「粗飼料高騰対策臨時特別経営支援事業」の実施や、市内の認定農業者を対象に経営支援を行う「認定農業者等臨時特別経営支援事業」を実施した。

今後も農業用肥料・資材・飼料等の価格を把握するなど、効果的な経営支援を行っていく。

(2) 昨年に引き続き農業生産コストの高騰に対する支援、また、生産物に適正な価格転嫁を行い農業経営が安定する支援を国・県へ働きかけ

【回答】

国・県各種補助事業の活用や緊急貸付制度の周知を行うとともに、農作物の高付加価値化による収益の向上を図ることは重要と考える。今後も、生産コスト等の情勢を把握し、国・県への働きかけを含め効果的な支援を行っていく。

5 鳥獣被害の対策に関すること

野生鳥獣による農作物被害は、市では令和4年度、約3,400万円となっており、被害金額は依然として高い水準で推移し、営農意欲の減退と相まって、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしている。

深刻である野生鳥獣による被害の軽減を図り、農業や森林を守るため、捕獲対策と併せて地域ごとの徹底した被害防止対策が不可欠である。捕獲や被害の防止対策について施策の検証や見直しを継続的に進め、次の施策について検討をいただきたい。

(1)山林と農地との間の緩衝地帯の整備や電気柵設置の支援の拡充及び補修や更新を含めた支援

【回答】

市では、令和3年度に「防除柵設置事業費補助金交付要綱」の改正を行い、申請に関する要件の緩和を行うとともに対象物の種類についても拡充した。このことから、防除柵設置件数は平成30年度からの3年間と令和3年度からの3年間との比較で2倍に増加しており、農作物被害は令和3年度から令和5年度の間で大幅な減となっている。このことが農作物を守ることに繋がっていると認識している。市としては、今後も被害防止のためこの制度の活用について広く農業従事者に周知していく。

また、対策を効果的に行っていくためには行政だけではなく地域住民の協力も重要であると考えている。そのため、今年度においても県の「とちぎ獣害対策アドバイザー事業」の活用を継続し、被害の多い地域において、地域住民が「鳥獣管理士」から適切なアドバイスを受けることで、自らの手で緩衝帯の整備など野生鳥獣を寄せ付けないための環境づくりを実践できるよう県と協力して取組んでいく。

(2)個体数を減らす対策として、有害鳥獣捕獲に対する支援の拡充

【回答】

有害鳥獣の捕獲は「鳥獣被害対策実施隊」が実施しているが、現在、隊員の高齢化と担い手不足が課題となっている。これらの課題を解決するため、今年度より新たな担い手の確保を目的として、「猟銃等所持に係る経費の助成」及び「猟銃等購入に係る経費の助成」の制度を創設した。

また、既に隊員として活動している方への支援についても、他市町村の状況等を調査した上で、今後検討していく。

6 その他

(1)水田活用の直接支払交付金の見直しについて

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、畦畔や用水路が無いなど水張りができない農地は交付対象水田から除外するルールの再徹底や、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針が示された。

これまで制度に沿って水田から大豆や麦、飼料作物などへの転作に取り組んできた多数の農家が、支援の対象外となる可能性がある。具体的には、酪農関係者から「何十年も牧草を作って来て、今さら水張できない」、「交付対象外となれば牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができない」との声が上がっており、そうなれば、離農や耕作放棄地の増加につながりかねず懸念が高まっていることから、次の施策について関係機関と連携し国・県へ強く働きかけていただきたい。

①将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直し後の制度適用を行わないことや、今後出てくる様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うこと

【回答】

見直しが示された当初から全国でも様々な意見が出ており、特に耕作放棄地の増加や、5年に1度の水張りの作業を強いられることによる農業者への負担増加が懸念されている。今後も見直しに伴う課題が市内だけでなく、全国で出てくると考えられることから、国県に対して現場の状況を伝えていく。

②生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援

【回答】

交付対象水田の5年水張りルールは、ブロックローテーション体系の再構築や、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すことを目的に、同交付金の制度見直しの際、国から示されたものである。本市においては、地域の特性を活かした農業に取り組んでおり、画一的な制度ではなく、柔軟な対応が必要であると考えことから、生産現場の実情を引き続き国・県へ伝えていく。

③農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるようにすること

【回答】

農地及び集落の維持のため、意欲を持って生産活動に取り組むことは重要なことであるため、農林水産省との意見交換の場などの機会を通して、農業者の様々な声を国・県に伝えていく。

(2)地域ブランドによる高付加価値化について

昨年度に引続き要望します。生産者からは、農業所得の安定を求める意見が多く、栽培した農作物の販路を拡充するため、地域に根ざした魅力ある高いブランド力をもった安心・安全な農産物生産に対する支援策の展開が必要との要望がある。また、地域ブランド化を推進し「農産物の魅力を県内外に発信」につなげることが望ましく、更に生産者の生産意欲の向上と安定した所得が得られるよう、次の施策について検討いただきたい。

①生産者自ら本市産のブランド力向上に取り組める支援

【回答】

生産者の手による農畜産物のブランド力向上の取り組みは、収益の向上が期待でき、大変重要であると考えている。

今年度オープンした道の駅「明治の森・黒磯」の青木ふるさと物産センターに職員を配置することで、生産者と消費者の声をリアルタイムに把握し、本市農畜産物等のブランド力の向上につなげていく考えであることから、今後も農観商工業の連携によるブランド力の向上支援に取り組んでいく。

②本市産農産物の魅力を発信する広報活動の充実

【回答】

これまでも、市が連携協定を結んでいる株式会社八芳園との連携によるポップアップイベントを首都圏向けのPRの場として実施し、ファン獲得に向けて取り組んできた。

また、今年度リニューアルオープンした道の駅「明治の森・黒磯」は、本市の「食」・「農」・「観光」の新たな発信拠点として位置づけており、生産者や消費者の声をタイムリーに把握し、農畜産物等のブランド力を向上させるために職員も配置している。

今後は、配置した職員と道の駅「明治の森・黒磯」の運営会社である株式会社明治の森市場の連携による広報活動にも力をいれていく。

③販路拡大に向けた支援の充実

【回答】

今年度リニューアルオープンした道の駅「明治の森・黒磯」は、本市の「食」・「農」・「観光」の新たな発信拠点として位置づけており、生産者と消費者の声を把握することで、異業種間のマッチングや、6次産業化による新商品・高付加価値化商品の開発を充実させ、農観商工連携事業の支援につなげていきたいと考えている。

また、道の駅「明治の森・黒磯」の運営会社である株式会社明治の森市場や道の駅「湯の香しおばら」の運営会社である株式会社アグリパル塩原との連携により、新たな販路の開拓に向けた支援ができる体制作りにも努めていく。